

ひょうご木の街木質化推進事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、農林水産部補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づいて行う、ひょうご木の街木質化推進事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

(事業の趣旨)

第2 多くの県民の利用が見込める施設や、公益性の高い施設において、県産木材を用いた木質化を支援することにより、木質化整備のモデルとして県産木材の利用及び普及啓発を図る。

(定義)

第3 この要領において使用する用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるところによる。

- (1) 「県産木材」とは、兵庫県内の森林で生産された丸太を原材料として、県内の製材工場等で加工された製品をいう。（ただし、県内で加工できない製品で、県内の森林で生産された丸太を原材料として使用している製品であることを証明できるものを含む。）
- (2) 「多くの県民の利用が見込める施設」とは、一日あたりの施設利用者が概ね300人以上で、不特定多数の県民が利用する施設をいう。
- (3) 「公益性の高い施設」とは、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令第一条に記載されている施設（教育施設や社会福祉施設、医療施設、運動施設、社会教育施設、交通拠点施設）をいう。
- (4) 「木質化」とは以下のことをいう。
 - ①天井、床、壁、窓枠等、室内で面的に木材を利用すること。
 - ②外壁、塀、柵、ウッドデッキ等、施設の屋外で面的に木材を利用すること。
 - ③共用部分に常設される机や椅子、書棚、受付カウンター、案内板、玩具、遊具等の木製品を利用すること。

(補助対象者)

第4 補助対象者は、以下のすべてを満たす者であることとする。

- (1) 施設を所有又は管理する者であること。
- (2) 木質化を実施する民間事業者であること。ただし、こども園及び幼稚園等で第3の(4)の③で記載する木製品の導入をする場合においては、市町による実施も対象とする。

(補助対象となる施設)

第5 補助の対象となる施設は、①多くの県民の利用が見込める施設、②公益性の高い施設とし、以下のすべてを満たすこと。

- (1) 兵庫県内に所在すること。
- (2) 県産木材による木質化の施工範囲が施設利用者の目に触れる場所であること。
- (3) 県産木材による木質化を行う面積(見える部分の面積)がおおむね 10m^2 以上、あるいは県産木材の使用量がおおむね 0.15m^3 以上あること。ただし、第3の(4)の③で記載する木製品の導入については、県産木材による木質化面積及び県産木材使用量の下限値は設けないが、原則として全量県産木材を使用することとし、全量県産木材を使用できない場合は別途協議すること。
- (4) 県産木材であることを証明する書類(兵庫県木材業協同組合連合会又はひょうご森林林業協同組合連合会が発行する証明書)を提出すること。なお、その他の証明方法による場合は別途協議すること。
- (5) 事業費が10万円以上であること。
- (6) オフィス等の利用者が限定される施設でないこと。
- (7) 事業実施後、5年以上継続的に県民の利用が見込まれる施設であること。
- (8) 事業実施年度の3月末日までに事業完了すること。

(補助対象経費)

第6 補助対象経費は、県産木材を用いた木質化にかかる工事、木製品の購入、設置等に要する経費とする。

(事業計画書の提出)

第7 事業を実施しようとする者(以下「事業主体」という。)は、ひょうご木の街木質化推進事業計画承認申請書(様式第1号)(以下「事業計画書」という。)を県民局長及び県民センター長(以下「局長等」という。)へ提出し、局長等は、事業計画書の内容を確認した上で、農林水産部長(以下「部長」という。)に進達する。

(事業計画の承認及び予算の割当通知)

第8 部長は、前条の規定により受理した事業計画書並びに予算を勘案し計画内容を認めたときは、ひょうご木の街木質化推進事業計画承認及び割当通知書(様式第2号)を、局長等通知する。

2 局長等は、前項の通知を受けたときは、ひょうご木の街木質化推進事業計画承認及び内示通知書(様式第3号)により事業主体に対し通知を行う。

(補助金の交付申請)

第9 第8の通知を受けた事業主体は、要綱第3条に基づき補助金の交付申請を行うものとする。

なお、事業計画承認後、補助金の交付決定の前に着手しようとする場合、その理由を具体的に明記した事前着手届を局長等に提出する。ただし、割当額及び交付決定額がこの届出事業費の額に満たない場合でも異議申し立ては出来ない。

(補助金の交付決定)

第10 局長等は、事業主体から補助金の交付申請書の提出のあった時は、要綱第4条第1項に基づく補助金の交付決定(以下「交付決定」という。)を内容等審査し速やかに交付決定を行うものとする。

(事業費等の変更)

第11 事業主体は、第8において承認を受けた事業計画書について、補助金交付決定額の変更が生じたときは、第7に準じてひょうご木の街木質化推進事

業変更計画承認申請書（様式第1号）を局長等に提出する。

ただし、要綱第11条に基づく実績報告の結果、要綱第13条に基づく額の確定を行うものについては、この限りではない。

- 2 局長等は、前項の申請を受けたときは、部長に進達し、部長は第8に準じて承認及び変更割当を局長等に通知する。
- 3 局長等は、第8の2に準じて変更計画承認及び変更割当を事業主体に通知する。
- 4 局長等は、事業主体から要綱第7条に基づく変更交付申請の提出があったときは、要綱第7条第2項に定める補助金の変更交付決定を行うものとする。

（申請の取下げ、補助事業の中止又は廃止）

第12 局長等は、要綱第5条及び同第8条に基づいた申請の取下げ及び事業の中止並びに廃止の申請を受理し承認したときは、部長に報告する。

（遂行状況報告）

第13 局長等は、事業の期間中において、事業主体に対し、事業の遂行状況の報告を求めることができる。

（実績報告）

第14 事業主体は、要綱第11条に基づく実績報告書（事業の内容及び経費配分、出来高設計書、財産管理台帳含む）に、事業実施報告書（様式第4号）を添付して局長等に提出する。

（完了検査）

第15 局長等は、要綱第11条に基づく実績報告書を受理したときは、農林水産業関係補助事業検査要綱（昭和43年4月1日付農第391号）に基づき速やかに完了検査を行う。

- 2 局長等は、要綱第13条に基づく額の確定を行った場合、実績報告書の写し及び額の確定通知の写しを速やかに部長へ報告する。

（普及啓発の取り組み）

第16 事業主体は、木材の魅力を県民に広く普及するため、以下の普及啓発に取り組むこととする。

- ① 事業で整備した施設において、施設利用者の目に触れる場所に、県産木材の使用を明示する表示板等を設置すること。表示板等には事業名と使用した樹種を記載すること。
- ② 事業実施後に見学会やパンフレット、ホームページ等により、県産木材を使用した木質化について広く周知すること。
- ③ 整備した施設について、県が実施するホームページやパンフレット等での写真の公開、広報活動に同意・協力すること。

(利用状況の報告)

第17 事業主体は、5月末までに前年度の施設の利用状況について、利用状況報告書(様式第5号)を局長等へ報告するものとする。

- 2 報告を受けた局長等は、部長へ進達する。
- 3 報告対象期間については、事業を実施した翌年度から起算して3ヶ年とする。

(併用の禁止)

第18 本補助金と同一の目的及び対象に対して、他の補助金の併用はできないものとする。

(施設等の管理)

第19 局長等は、事業で整備した施設等の管理について、当該施設の管理主体に対し、「林業構造改善事業等で導入した機械施設等の管理事務処理要領」(平成27年4月1日付林第1132号)に準じて指導する。

(附則)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

この要領は、令和5年4月3日から適用する。

